

2. 75歳以上のひとり暮らしの方で年金収入140万円の場合

(1) 被保険者均等割額

被保険者均等割額の軽減になるかどうかを判定します。

$$\text{軽減判定所得} = \text{年金収入} - \text{公的年金控除※1} - \text{特別控除※2} = 140\text{万円} - 120\text{万円} - 15\text{万円} = \underline{5\text{万円}}$$

※1 年金収入が330万円未満の場合は、120万円の公的年金控除があります。

※2 65歳以上の方で、年金所得がある場合は、15万円の特別控除があります。

〔軽減判定所得（5万円）が8.5割軽減判定基準額（33万円）より低いため、被保険者均等割額（46,800円）の8.5割を軽減します。〕

$$\text{○被保険者均等割額} = \{46,800\text{円} - (46,800\text{円} \times 0.85)\} = \underline{7,000\text{円} \cdot \cdot \text{A}}$$

(100円未満切捨て)

(2) 所得割額

$$\text{賦課のもととなる所得金額} = \text{公的年金控除※1} - \text{基礎控除※2} = 140\text{万円} - 120\text{万円} - 33\text{万円} = 0\text{円}$$

※1 年金収入が330万円未満の場合は、120万円の公的年金控除があります。

※2 基礎控除が33万円あります。

$$\text{○所得割額} = 0\text{円} (\text{賦課のもととなる所得金額}) \times 8.80\% = \underline{0\text{円} \cdot \cdot \cdot \text{B}}$$

(3) 保険料額

$$\text{○保険料額} = 7,000\text{円 (A)} + 0\text{円 (B)} = \underline{7,000\text{円}}$$

(月額 約584円)